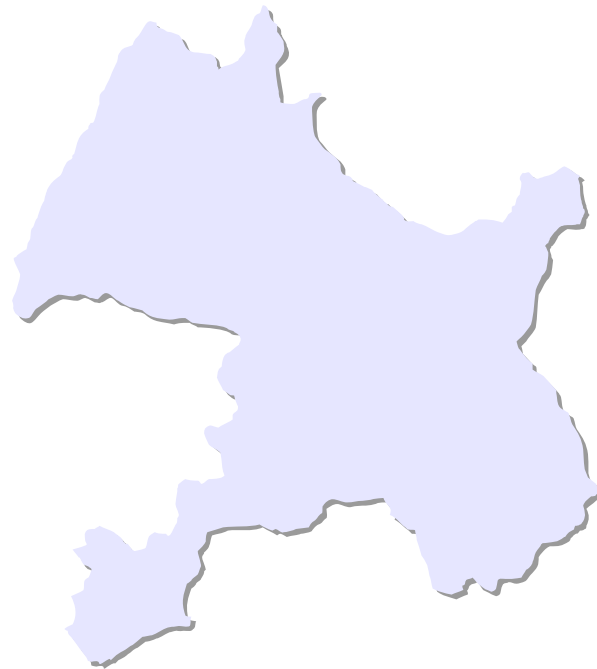


長野市行政改革大綱実施計画（案）

平成20年度～平成24年度



平成20年4月
長野市

長野市行政改革大綱実施計画の概要

【策定の目的】

長野市行政改革大綱実施計画(以下「実施計画」といいます。)は、長野市行政改革大綱に基づいて取り組む様々な行政改革の進め方や目標、実施年度などを具体的に定め、なおかつその進行管理を適切に行うために策定するものです。

【実施計画の基本的な考え方】

この計画は、長野市行政改革大綱「第7 重点的に取り組むべき事項」及び「第8 具体的な取り組み」に基づいて進める個々の改革について『改革項目』を作成し、それを集約する形で構成しています。

また、この実施計画ではそれぞれの『改革項目』について、【計画】と【実績】を同時に記載することにより、従来別々に作成・公開していた「実施計画書」と「進行状況報告書」を兼ねる形とし、簡潔で分かりやすい計画となるよう配慮しました。

なお、この実施計画は、社会経済情勢、市民ニーズの変化及び財政状況の変化等に対応するために、計画期間は5年の固定とし、年度ごとに計画期間の起点をスライドさせて、計画の実効性と弾力性を確保していきます。

【実施計画の進行管理と情報公開】

進行管理について

実施計画の進行管理は毎年度末に行うこととし、各改革項目の進行状況を確認するとともに、次年度から取り組む新規項目を追加します。

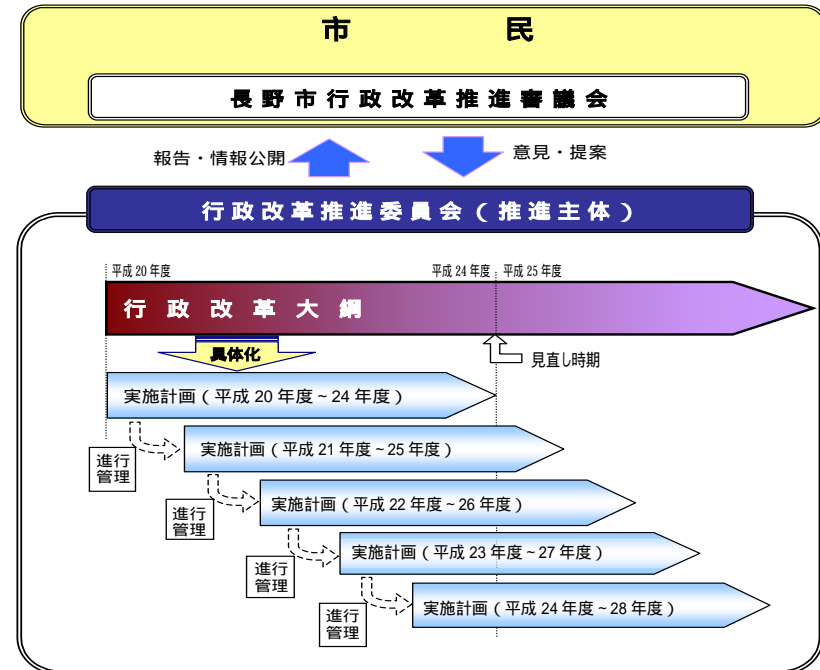
進行状況の公開について

各項目の取り組み状況及び新規項目については、市民で構成される長野市行政改革推進審議会に報告し、審議いただきます。また市ホームページに掲載するなど、市民の皆さんにお知らせしていきます。

実施計画の改定について

長野市行政改革推進審議会からの意見等をふまえ、引き続き取り組む項目と新規項目による新たな実施計画(5ヵ年)を各年度当初に策定します。

<図：実施計画の考え方と進行管理について>



長野市行政改革大綱(概要)

総合計画のめざす都市像「善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現ために

行政改革大綱の目的

行政改革大綱は、第四次長野市総合計画の「行政経営の方針」のうち、「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、及び「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」に関して、今後改革を進めるための基本方針、重点的に取り組むべき事項などを具体的に定めることを目的とします。

行政改革の基本方針

1 行政サービス提供の市の責任

市は、行政が真に提供しなければならないサービスを確実に実施し、市民が安心して暮らせる社会をつくる責任を果たします。

2 民間活力活用の継続

民間企業や地域住民、NPOなどの民間活力を一層活用していきます。

3 市民負担の公平性の確保

市税や国民健康保険料などの自主的納付を促し、受益者負担の適正化を進めて、市民負担の公平性を確保します。

4 持続可能な行財政運営の推進

限られた収入の中で、施策や事業の優先度を常に意識し、将来の市民にも安定したサービスの継続が可能となる行財政運営を推進します。

行政改革の期間

平成20年度～平成24年度(5年間)

重点的に取り組むべき事項

1 職員数の削減

最少の人員で最大の行政サービスが提供できるよう、定員適正化目標を掲げて職員数の削減に取り組めます。削減に当たっては、市役所の内部事務を見直し、全庁的に共通する事務や定型的事務の集中化に取り組むとともに、民間委託をさらに推進します。

2 市民と市の役割分担の適正化

市の行政サービスについて、行政の責任の度合いと民間での実施の可否によって類型化した上で、廃止・縮減、民営化などの改革を進めます。

3 使用料など受益者負担の見直し

減価償却費を含めてサービスの提供に要するコストを明らかにした上で、類型化の結果によって受益者負担割合の基準を作成し、市民の理解を得ながら使用料、手数料等の見直しを進めます。

具体的な取り組み

1 行政改革の推進と効率的な行財政運営

「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しを図るとともに、市民と行政の適切な役割分担により、最少の経費で最大の効果をあげられる行財政運営を目指します。

- 1-1 効率的な行政の推進
- 1-2 民間活力の活用
- 1-3 健全な財政運営の実現

2 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指します。

- 2-1 利用しやすい行政サービスの提供
- 2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用
- 2-3 成果を重視した行政運営

改革の取り組み状況(改革項目数の推移)

< 改革項目数の推移 >

新 実施計画

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規項目数	-	15	14	35	8	23				
年度当初の取り組み項目	117	78+15 93	64+14 78	49+35 84	61+8 69	42 +23 65				
(うち年度内実施予定)	(31)	(25)	(31)	(19)	(27)	(11)				
年度末で除外した項目	1		6	5	3					
実施済	38	29	23	18	26					
翌年度に継続する項目	78	64	49	61	40					
(参考) 取り組み項目数の累計	117-1 116	116+15 131	131+14-6 139	139+35-5 169	169+8-3 174	174+23+2 199				

平成19年度から20年度に継続する40項目のうち、内容を3分割したものが1項目あります。

各年度とも、前年度からの「翌年度に継続する改革項目」に「新規項目」を加えた「年度当初の取り組み項目」に掲げる数の項目に取り組みます。

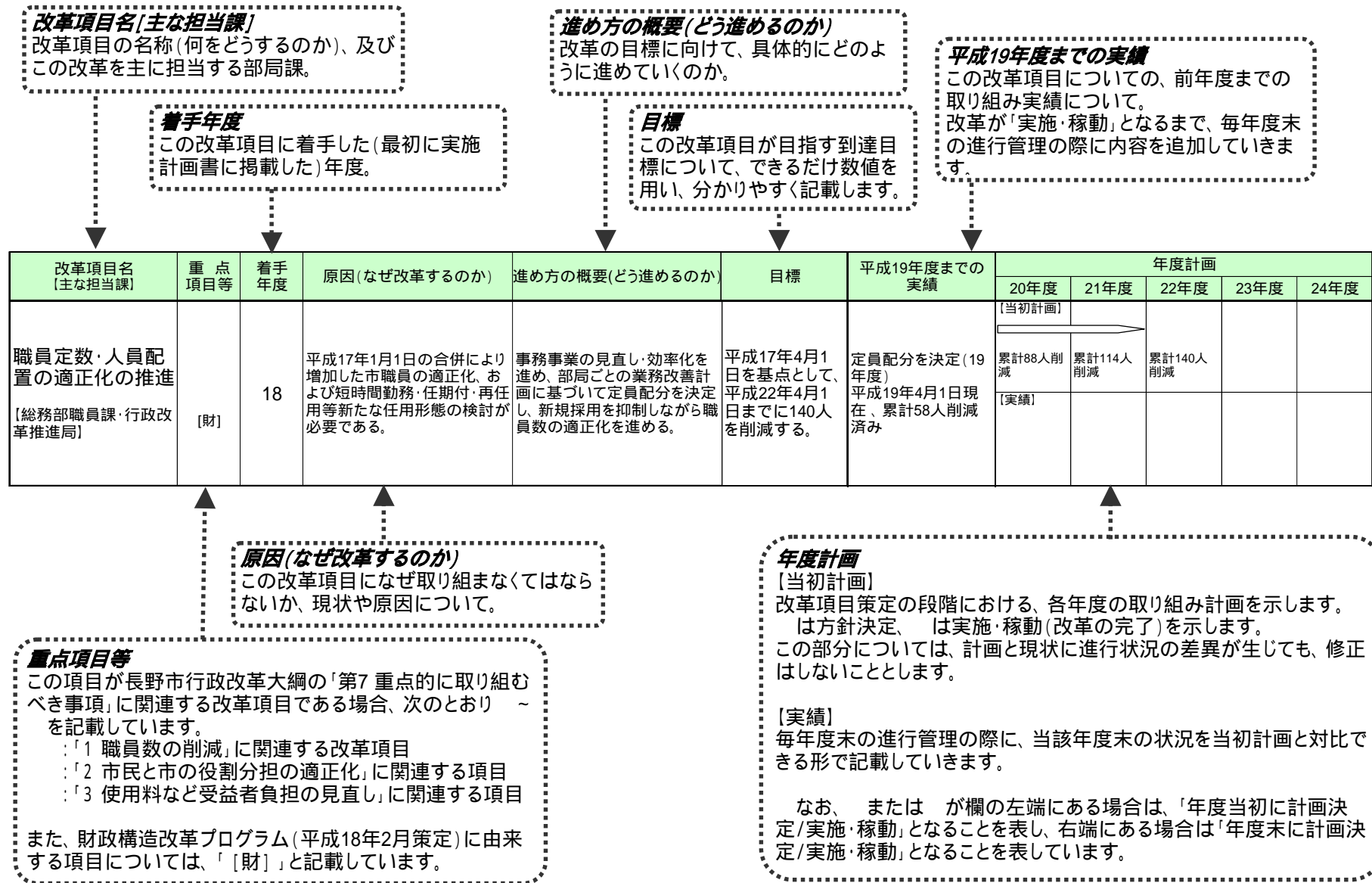
「年度当初の取り組み項目」のうち、当該年度中に実施・稼動(改革の完了)に到達させる項目数(目標)を、下段に()数字で示しています。また実際に「実施・稼動」となった項目数を、「実施済」欄に記載します。

社会情勢の変化や政策・施策・事業の転換によって適切でなくなった項目については、年度末に本計画から除外し、その数を「年度末で除外した項目」欄に記載します。

本計画には、常に先5ヵ年を見据えて毎年度項目を追加します。従って、平成21年度以降は実施・稼動年度が平成25年度以降となる項目も含まれます。

第四次長野市総合計画には、本計画による改革項目の取り組み数について、平成15年度からの累計で、「平成23年度に250項目」とする数値目標を掲げています。(表の最下段「取り組み項目数の累計」欄を参照)

改革項目の見方について



改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1-1 効率的な行政の推進	IP電話の導入 【総務部庶務課】		15	現在の庁舎電話設備を活用しつつ、外部にかける電話を一般回線からIP化することにより、通話料金の削減ができる。	庁内電話のIP化については、現在の電話交換機の設備を庁舎改修長期計画で次回更新を平成21年度に予定していることから、これに併せて導入を検討する。	電話交換機更新と併せ導入する場合は、平成21年度分の予算編成までに設備仕様を決定する。	IP電話に関する技術的な問題点や信頼性、コスト面の調査、IP電話以外の電話事業者の新たなサービスの情報収集をし、比較検討をした。	[当初計画] ◻ 設備仕様の決定	導入				
1-1 効率的な行政の推進	文化ホール等の再編によるコスト削減 【総務部庶務課】	[財]	18	財政構造改革懇話会から、市内集会施設の面積は、オリンピック施設の後利用により中核市平均の約3倍の整備水準となっているため、文化ホール等の大規模集会施設のうち老朽化したものを廃止するなど集約を図るよう提言があった。	文化ホールの再編について、廃止した場合、代替施設を確保することが可能か、利用率の低い施設を他の施設に集約し、施設数を減らすことが可能か検討する。存続させた場合、建て替え場所、老朽化した施設の更新コスト、運営コストを抑える方法について検討する。	長野市民会館について平成19年度中に庁内で方向性を検討し、平成20年度中に市民の意見を聞いた上で、方針を決定する。	施設の必要性等を検討した結果、平成20年2月の部長会議において、平成23年度以降建て替え存続することで合意を得た。	[当初計画] ◻ 方針検討・決定	実施				
1-3 健全な財政運営の実現	本庁舎駐車場の有料化 【総務部庶務課】	[財]	18	財政構造改革懇話会から、増収対策の一つとして、行政財産の有効活用という視点から駐車場有料化について提言があった。	本庁舎駐車場適正利用検討プロジェクト会議での検討結果を受け、課内で具体的な運用方法を検討し、費用対効果及び問題点を洗い出した上で有料化の可否を決定する。	第一庁舎及び長野市民会館の在り方の結論と併せて再度駐車場有料化を検討する。	プロジェクト会議において平成18年度末までに6回にわたり検討した結果をもとに、検討を重ねた。	[当初計画] ◻ 方針検討	方針検討・決定	実施			
2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用	特殊勤務手当の見直し 【総務部職員課】		15	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に支給するとした特殊勤務手当等の支給要件を総点検し、適正化を図るもの。	見直しのため、既に職員組合と協議を行っている。	平成20年度中に特殊勤務手当の要件に合致しないものについて廃止等の見直しを実施する。	職員組合と継続協議中	[当初計画] ◻ 職員組合と協議 手当の廃止					

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用	公務員制度改革の推進 【総務部職員課】		15	職員が組織目標の実現に向けて能力を最大限に発揮し、働きがいや使命感を持って職務遂行することにより組織の活性化、効果的・効率的な行政運営を図り、総体として市民に信頼される市役所の実現をめざすもの。	職員アンケートの結果を踏まえて人事制度改革構想を見直し、公正で納得性の高い人事評価制度の確立。	平成21年度に人事制度改革構想を見直し(H20～24)、平成22年度に構想に基づく評価制度を確立する	職務支援プログラムの実施。 開示請求に対し評価の全部開示を実施。 苦情相談体制の確立。 人事・給与制度等に関する職員アンケートを実施。	[当初計画] 人事制度改革構想の見直し	人事制度改革構想の見直し	評価制度の確立				
2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用	給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し 【総務部職員課】	[財]	18	地場賃金に応じた給与水準、人事評価制度と連動した職務・職責に応じた給与制度の確立のため。	人事評価制度と連動した昇格基準、昇給、勤勉手当のあり方等について、引き続き調査、検討しながら制度構築に取り組み、試行を行う。	平成21年度に人事評価制度と連動した給与処遇の具体案を作成、試行、22年度に実施。	給与構造改革は、平成19年度から給料水準を平均4.8%引下げた新給料表への移行、枠外昇給の廃止、平成23年度までの1号俸昇給抑制、昇格基準の見直し等の改正を実施。	[当初計画] 具体案作成	具体案作成 試行	実施				
2-3 成果を重視した行政運営	職員定数・人員配置の適正化の推進 【総務部職員課・行政改革推進局】		18	適材適所の人事配置による効率的な組織の構築、人件費の削減	集中改革プランでの平成22年度までに職員を140人削減する目標に向け、この2年間で実施した58人(進捗率41.4%)の削減を更に進め、目標を達成する。	平成17年4月1日(2,875人)を基点とし、平成22年4月1日までに職員を140人削減(今後3年間で82人削減)する	この2年間で58人削減(目標140人に対し、進捗率41.4%)	[当初計画] 30人削減(累計88人)	40人削減(累計128人)	18人削減(累計146人)				
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	情報システムの最適化 【総務部情報政策課】		18	これまで、担当課主導で情報システムの構築・更改を繰り返した結果、ネットワーク環境や情報セキュリティ対策が不十分、情報システム整備における全体最適化視点の欠如(システムの多重化・複雑化)、全庁的な情報共有・活用環境の不備等が課題となっている。	第二次長野市高度情報化基本計画に基づき、市民の利便性向上、業務効率化、経費削減の3つの視点で、システム間の連携を考慮したシステムの再構築・更改、及び電子市役所の基礎づくりを重点的に進める。	平成23年度までに最適な人事・給与システム、文書管理システム及び情報流通基盤を設計・構築する	第二次長野市高度情報化基本計画の策定(18年度)、情報系ネットワークの再構築、資産管理システムの整備、情報セキュリティ対策の強化等(19年度)	[当初計画] 統合運用管理開始 人事・給与システム構築 人事・給与システム計画策定	人事・給与システム構築 文書管理システム計画策定	文書管理システム構築 情報流通基盤計画策定	情報流通基盤構築 第二次長野市高度情報化基本計画完了	第三次長野市高度情報化基本計画スタート		

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	統合型GIS(地理情報システム)の整備 [総務部情報政策課]		18	複数の課が個別にGISを導入していたり、導入しようとしている現状があり、データやシステム整備に重複投資するほか、データ連携の不整合などの問題が生じることから、地理情報を庁内で横断的に共有する仕組みを構築するために本事業を実施する。	業務処理方法の見直しや既存のシステムを統廃合等しながら、組織全体として経費及び業務効率の両面から最適なシステムを構築する。	平成22年度までに全庁で構築希望がある26業務について7つのシステムに統合し、構築及び運用の両面で効率化を図る。	・共用空間データの整備[H18~20] ・汎用GIS及び建設GISの構築[H19~20]	[当初計画]					
									都市整備GIS及び公開GISの構築	財政GIS及び農政GISの構築	統合型GISの完成		
								[実績]					
1-1 効率的な行政の推進	市営バスの再編 [企画政策部交通政策課]		19	平成17年1月の合併を受け、合併以前から運行されていたバスを引き継ぎ運行を継続しているが、効率的で地域の実情や特性にあったバス路線の再編が必要。	合併以前における現状路線に至った経緯などを考慮する中で、小型車両を使用した個別対応による輸送方法等の導入やスクールバス等との調整を実施し、合併4地区において協議調整を図る。	平成21年度に豊野、戸隠、鬼無里、大岡の4地区の再編を実施する。	各地区地域審議会、区長会に再編案を提示し、効率的で利用しやすい運行となるよう、地域住民の意見集約及び協議を実施	[当初計画]					
									再編案の検討・決定	再編の実施・検証			
								[実績]					
1-2 民間活力の活用	指定管理者制度の導入推進 [行政改革推進局]		16	市の公の施設に指定管理者制度を導入することにより、経費の節減とサービスの向上を目指す。	平成19年度までに、295施設で指定管理者移行済み H20.4.1 9施設指定管理移行 平成21年度移行施設について指定管理者選定 以後可能な箇所から順次選定・移行する	平成23年度までに指定管理者制度による管理運営を行う公の施設を416施設とする	304施設指定管理者に移行(H20.4.1指定管理移行9施設を含む)。	[当初計画]					
									9施設移行(累計304) 3施設選定	3施設移行(累計307) 31施設選定	31施設移行(累計338) 78施設選定	78施設移行(累計416)	
								[実績]					
1-3 健全な財政運営の実現	受益者負担割合の基準策定 [行政改革推進局]	[財]	18	受益者負担割合の決定に関する基準がなく、公平性、透明性を尊重した負担額となっていないサービスがある。	減価償却費を含めてサービスの提供に要する総コストを明らかにしたうえで、市民の受益と行政の責任の度合い及び民間での事業実施の可否等を勘案し、受益者負担割合に関する統一基準を決定する。	平成20年度に負担割合の基準を作成する	・256事業について、サービス提供に要するコストを算出 ・長野市行政改革推進審議会から、受益者負担に関する検討部会での審議を経て答申(平成19年度)	[当初計画]					
									パブリックコメント実施基準決定				
								[実績]					

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
2-3 成果を重視した行政運営	【新規】 審議会等の設置及び運営に関する指針の見直し [行政改革推進局]		20	指針に基づいて、審議会等設置及び運営に取り組んでいるが、さらに審議会等の必要性を調査・検証し、整理・統合等をしていくために、指針の見直しをする必要がある。	審議会等の中で、既に目的を達成したものや社会情勢の変化により必要性が低下したものについて調査・検証をし、指針の見直しを行う。	平成21年度末までに指針を見直す	[当初計画]  審議会等の必要性を調査・検証 [実績]	指針の見直し					
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	【新規】 総合窓口の基本計画策定 [行政改革推進局]		20	これまで、転出入や出生届などに伴う各種手続を行う窓口の一元化がされていない。今後、ワンストップサービスや窓口業務への民間活力の活用などについて、調査・研究していく必要がある。	平成20年4月にプロジェクトチームを立ち上げ、総合窓口についての調査・研究をし、基本計画を策定する。(実施計画については、庁舎の改築計画との整合を図りながら作成する。)	平成21年度末までに基本計画を作成する	[当初計画]  プロジェクトチームの立ち上げと調査・研究 [実績]	基本計画の策定					
1-3 健全な財政運営の実現	中期財政推計の見直し [財政部財政課]	[財]	18	市税や地方交付税等の一般財源総額の減少と社会保障関連経費の増加によって今後も収支不足が続くものと見込まれるため、中期的な財政目標を持って、ストックに頼らない財政運営を早期に実現する必要がある。	平成18年2月に作成した中期財政推計(H18～H22)に基づき、毎年の決算との比較により適切な進捗管理を行い、財政調整のための基金を一定額確保する。また、国の「地方財政計画」に合わせて、適宜、見直しを行う。	ストックに頼らない財政運営を実現する	[当初計画] 適宜、見直しを実施 [実績]						
1-3 健全な財政運営の実現	予算編成手法の見直し [財政部財政課・行政改革推進局]	[財]	18	歳入が減少する状況下において新たな財政需要に対応するためには、評価に基づいた予算編成によって、事業のスクラップアンドビルド及び「選択と集中」を実施する必要がある。	行政評価結果を予算編成に反映すること及び予算要求枠配分方式を実施することによってスクラップアンドビルドを加速させる。また、「重点配分施策」の指定によって、「選択と集中」によるメリハリのある予算編成を実現する。	平成21年度までに予算編成におけるPDCAサイクルを確立する	[当初計画]  重点施策推進本部による予算編成前の早い段階から次年度予算の優先施策を決定し、それに基づき予算枠配分を実施 [実績]						

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1-1 効率的な行政の推進	入札契約制度の改善 [財政部契約課]		15	入札制度に関する社会情勢の変化や要求に対応するため、現制度の見直し及び拡大並びに新制度の導入を図る必要がある。	入札制度研究委員会による制度の検証と改善	平成22年度までに試行中の制度(低入札価格調査制度、最低制限価格制度、合冊入札方式、事後審査型一般競争入札、郵便入札)を本格実施、及び総合評価落札方式を試行する	(19年度実績) ・事後審査型一般競争入札の拡大(全工種1千万円以上)並びに地域への貢献度等の入札参加条件への反映拡大 ・土木系工事について「最低制限価格」等の設定方法の見直し ・工事に係る業務委託の等級格付けの導入 ・物品等に係る条件付き一般競争入札の導入 ・物品等に係る不落随契の廃止	[当初計画]	◻	◻			
1-1 効率的な行政の推進	入札・契約に係る第三者機関の設置 [財政部契約課]		19	総務省等からの通知及び地方自治法施行令の改正。入札の新制度の対応のため。	入札監視委員会などの第三者機関の設置を目指し、組織、審議事項、委員選考など必要な準備を行なう。	平成22年度までに第三者機関を設置する	組織、審議事項、委員構成などについて検討	[当初計画]	◻	◻			
1-1 効率的な行政の推進	電子入札の導入 [財政部契約課]		15	事業者の入札参加機会の拡大、事務の省力化・効率化を促進するため、電子入札システムを導入する必要がある。	長野県電子自治体協議会の電子入札ワーキンググループの協議を通して、「県と市町村の共同利用を前提としたシステムの構築」を検討している。併せて市単独のシステムも検討。	平成22年度までに電子入札を導入する	・電子入札WG開催 ・参加自治体間の情報交換、意見交換 ・ASP方式(民間事業者が運用するシステム)導入を想定した検討	[当初計画]	◻	◻			
1-3 健全な財政運営の実現	各種補助金交付の際の市税完納条件付け [財政部収納課]	[財]	18	税負担の公平性を確保し、滞納を発生させない仕組みとして、各種補助金交付にも市税完納の条件付けを実施する必要がある。	平成18年度から、第1次分として54の補助事業を対象に市税完納の条件付けを実施。実施効果の検証後、対象補助事業の拡大について調査、検討を行い、必要に応じ対象事業の拡大を図る。	平成20年度までに、実施効果を検証して対象事業を拡大する	55の補助金等(当初47)を対象に実施 H18年度実績/48件・406万円(申請時点)の未納解消 「市税滞納者に対する行政サービス適正化プロジェクト会議」において、18年度実績検証、19年度方針決定	[当初計画]					
								[実績]					
								[実績]					
								[実績]					

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼働(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1-3 健全な財政運営の実現	市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討 【財政部収納課】	【財】	18	未収金を縮減し、税負担等の公平性と自主財源を確保するため、市税等収入金の収納率向上を図る必要がある。	全庁的な未収金対策として、口座振替の推進など新たな効果的な方策について、収納向上対策協議会において検討を進める。	平成22年度までに未収金の縮減と収納率の向上を図るための方策について検討し、順次実施する	口座振替推進キャンペーンの実施(18年度から) 滞納整理強化月間(12月)の推進 効果的方策として電話催告業務について、先進地の事例を調査、研究	[当初計画]					
1-1 効率的な行政の推進	葬儀管理運営事業の段階的廃止 【生活部市民課】		19	葬祭事業を行う民間事業者が増加し、市の葬祭具の利用が減少している。	民間事業者の方針を説明、霊柩車運行体制の準備を求めると共に、霊柩自動車を減車。民間事業者の販売実情調査により市民への影響を考慮し、料金について見直しする。最終的には、市民の負担と民間事業者の対応状況を総合的に判断した上で、事業を廃止する。	平成23年度末で葬祭事業(霊柩自動車の運行、祭壇飾り付け、葬祭具販売)を廃止する		[当初計画]					
1-2 民間活力の活用	【新規】 新斎場への民間活力の活用 【生活部市民課】		20	高齢社会の進展に伴う需要増を考慮し、斎場のあり方を検討する。現斎場は火葬業務を委託しているが、新斎場についてはPFIや指定管理者制度の導入も考えられる。	地元住民の理解を得て建設計画が確定した後、新斎場の整備に合わせ、民間活力の活用を念頭におき、PFI導入の可能性調査などを実施した上で活用方針を決定する。	平成23年度までに指定管理者(PFI事業者)によるサービス向上、経費の節減を目指す		[当初計画]					
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】 北信保健衛生施設組合負担金の適正化 【生活部市民課】		20	北信保健衛生施設組合の火葬事業の負担金については、人口割100%で算出されており、火葬実績が考慮されていない。	新斎場の整備に合わせ、火葬の実情に見合う負担方法を導入するよう提案する。	平成24年度に火葬の実情を考慮した合理的な負担割合とする		[当初計画]					
									効果的な未収金対策の検討、順次実施 【実績】	効果的な未収金対策の検討、順次実施	効果的な未収金対策の検討、順次実施		
									霊柩自動車減車(1台) 葬祭具料金の見直し 【実績】	方針の周知	方針の周知	葬祭事業の廃止(年度末)	
									方針検討・地元協議 【実績】	方針検討・地元協議	事業者選定 条例改正	管理運営開始	
									構成市町との協議 【実績】	構成市町との協議	構成市町との協議	構成市町との協議 規約改正	新負担方法の導入

改革項目一覧表(部局順)

凡例： ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼働(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1 - 1 効率的な行政の推進	【新規】 消費者団体等事業補助金の廃止 [生活部市民課]		20	昭和48年度から、消費者団体の啓発活動を促進するため補助金制度を継続してきたが、NPOなど新たな担い手による活動が普及し団体の先導的な役割は達成されている。また、インターネットの普及など社会環境が大きく変化し消費生活に関する情報が多種多様に収集できるようになっている。	団体補助金については、団体へ説明の上、廃止する。消費生活展については、参加団体と協議し、終期設定する。	平成20年度で団体補助金と団体の行ったり来たり補助金は廃止する。消費生活展は終期設定の上、平成21年度で廃止する。	[当初計画] → [実績]	→ [実績]					
1 - 1 効率的な行政の推進	福祉医療費給付水準の見直し [保健福祉部厚生課・財政部財政課]	[財]	18	医療保険制度改革や医療費の動向に大きく影響を受ける福祉医療費給付制度を適正な負担を求めつつ長期的に維持継続出来る制度とするため、所得に応じた適正な患者負担を求める必要がある。	平成19年度の答申に基づき、所得制限を設けていない受給資格について、他制度との関わり等について他市の状況等を調査し、審議会で審議する。	平成21年度に適正な所得要件区分等を策定・運用する	平成19年度の答申に基づき、平成20年8月から入院時食事療養標準負担額等の1/2給付を廃止(乳幼児を除く)することとした。	[当初計画] → [実績]	→ [実績]				
1 - 1 効率的な行政の推進	社会福祉審議会の見直し [保健福祉部厚生課]		18	社会福祉法に定められた「社会福祉審議会」について、現在40人の委員がいるが、規模が大きすぎ、調査・審議をスムーズに行うことが困難であり、体制の見直しを図る必要がある。	現委員の任期が平成20年3月31日までとなっているため、平成20年度からの審議会委員数について見直すよう、18年度から検討を開始。	平成20年4月1日から社会福祉審議会委員定数を20人とする。	平成18年度全中核市に照会調査実施し、原案作成、審議会に説明。平成19年度関係各課と調整、見直し最終案を作成(40人24人)、審議会で説明(6月)、3月議会に条例改正案提出。	[当初計画] 委員数 40人 24人 [実績]					
1 - 1 効率的な行政の推進	鬼無里の湯入湯券交付事業の廃止 [保健福祉部高齢者福祉課]		19	合併による鬼無里地区のみの事業であり、他地域との均衡を図り、公平性を確保する必要がある。	鬼無里の湯(観光課)が指定管理者制度を導入することに伴い、より多くの利用者を確保することや、地域限定事業の解消ができるシルバー料金(入湯料300円)等の料金制度の検討について関係部局と調整し、本事業を平成19年度で廃止したい。	平成20年3月31日で入湯券交付事業を廃止する。	平成20年3月31日で廃止。	[当初計画] [実績]					

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1-1 効率的な行政の推進	高齢者等外出支援サービス事業の廃止 [保健福祉部高齢者福祉課]		19	合併による地区(豊野・戸隠・大岡)限定事業であるため、地域間の均衡や公平性等から他地区(地区社協)で実施している本事業と同様の事業を含む地域福祉サービス(移送サービス)に移行する必要がある。	豊野・戸隠地区外出支援サービス事業は、平成20年度から地域福祉サービス事業で実施する。 大岡地区過疎地有償移送サービス事業は、交通政策課が計画している大岡地区の交通体系全般の見直し計画(平成20年度を目途)に位置付けるため、交通政策課とともに地元と調整していく。	平成20年3月31日をもって豊野・戸隠地区は、事業を廃止する 大岡地区は平成20年度中に地区交通体系に位置付け、地元調整ができた時点で廃止する	平成20年3月31日で豊野・戸隠地区は廃止 大岡地区は交通政策課が計画する交通体系に位置付けることで方針を決定	[当初計画] 大岡地区交通体系の見直し説明・周知 [実績]	地元調整	事業の廃止			
1-3 健全な財政運営の実現	独居老人等緊急通報システム設置事業の利用者負担等の検討 [保健福祉部高齢者福祉課]		16	独居高齢者の増加・合併等により現在の事業方法を見直す必要が生じ、事業の市内同一サービス水準への移行のため調査・研究を継続的に行い、効率的な運用を目標とした総合的な見直しを図る必要がある。	合併前の市町村の各随意契約方式による経過的状況を見直し、契約へ競争原理の導入・運用手順の見直し・要綱の見直し・委託契約の仕様の見直し等を行い、事業を効率的に再構築させる。 利用者負担について研究を進める。	平成21年度までに競争原理によるコストダウン。 委託仕様の見直しによる業務量の縮減。 利用者負担導入に関する研究。	指名競争入札・長期契約(債務負担)の検討。 委託仕様の見直し。 利用者負担導入の費用対効果の研究。	[当初計画] 方針の決定 契約方法の検討 利用者負担の検討 [実績]	稼動				
1-1 効率的な行政の推進	【新規】すこやか入浴事業交付金の見直し [保健福祉部高齢者福祉課]		20	老人憩の家が設置されていない中心市街地での入浴交流施設確保を目的としているが、全市の公衆浴場で実施されており、事業目的と実態が合致していないことから、効果を検証し、事業の廃止も含めて検討を進める。	目的・対象が相違する本事業については効果検証を行い、20年度に長野市社会福祉審議会の審議及び市民説明を行い、平成23年3月31日までに廃止とする。なお公衆浴場経営安定化については、事業の必要性を改めて検証した上で新たな支援策を講ずる。	平成22年度末で交付金を廃止する		[当初計画] 廃止に関する説明・周知 [実績]			交付金の廃止		
1-1 効率的な行政の推進	【新規】シニアアクティブルーム事業補助金の見直し [保健福祉部高齢者福祉課]		20	各地区老人福祉センターのセンター祭りと同様の事業を、中心市街地で開催するための補助であるが、他地区と比較して補助額が過大であるため、また対象団体の自立的な活動を促すためにも、段階的縮減を行う。	各地区老人福祉センター祭りと同様に事業内容は維持するものの補助金額については段階的に縮減を行い平成23年度で廃止する。	平成23年度末で補助金を廃止する		[当初計画] 段階的な見直しに関する説明・周知 [実績]	補助金額の見直し	補助金額の見直し			補助金の廃止

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1-3 健全な財政運営の実現	介護保険料収納率の向上 [保健福祉部介護保険課]	[財]	18	介護保険給付費の大きな伸びにより、介護保険料も増額改定せざるを得ない状況の中、より一層滞納者の増加が想定されることから、滞納者の抑制を図る必要がある。	介護保険法では、一定の保険料の滞納に対し、保険給付の制限が設けられているが、市独自で行っている住宅整備り一層滞納者の増加が想定されることから、滞納者の抑制を図る必要がある。	平成20年4月1日以降の申請分から介護保険料の滞納がないことを交付条件とする。	【住宅整備支援事業】 所得要件の見直し(前年分所得税額15万円以下世帯 前年度分住民税額非課税世帯へ)と共に要綱改正作業を進める。 【介護保険利用者負担軽減金】 要綱改正作業を進める。	[当初計画] 導⼊・実施					
1-1 効率的な行政の推進	長野市民間社会福祉施設運営調整費の見直し [保健福祉部障害福祉課]		17	民間社会福祉施設対象の運営調整費(県単移譲分)については、県的要領改正と歩調を合わせ、平成16年度から対象施設の減、補助率を段階的に下げる等順次実施しているが、県では要領の改正が行われ制度自体が廃止されていることから、本制度を廃止する。	平成20年度当初に市要領の改正を行い廃止する。	平成19年度末で県単移譲分を廃止する	対象施設の減、補助率を段階的に下げる等順次実施してきた。	[当初計画] 要領改正廃止					
1-3 健全な財政運営の実現	母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化 [保健福祉部児童福祉課]	[財]	18	貸付金の滞納額が増加しているため、滞納者に対する償還指導の見直しなど未収金対策を強化し、安定的な運用を図る必要がある。	滞納者の生活状況を把握し、電話催告、訪問徴収を定期的に実施し、過年度滞納額の減少を図るとともに、新規滞納者の早期対応により、滞納繰越額を抑制し、償還率の向上を図る。 また、支払い督促など法的手続きの導入について、引き続き検討を行う。	平成18年度～22年度の滞納繰越分収入額 15,000千円(年3,000千円) (過去5年間の滞納繰越分収入額約1,000千円の1.5倍を目標に設定)	平成18～19年度12月末までの滞納繰越分収入額 計8,381,752円	[当初計画] 収入目標額 3,000千円	→	収入目標額 3,000千円	収入目標額 3,000千円		
1-3 健全な財政運営の実現	児童館・児童センター等の受益者負担の検討 [保健福祉部児童福祉課]		18	登録児童数が年々増加し、利用者ニーズが高まる中、サービス提供の公平性の確保や、内容の充実を図る上で、受益者負担の検討が必要である。	市社会福祉審議会へ諮問し、導入の是非も含め検討を行い、答申結果により関係者への周知と理解を得ていく。	平成21年度4月からの利用料金制の導入を目指す。	利用者アンケートや他市調査を踏まえ、H19年6月に諮問し、現在審議中	[当初計画] 答申結果に基づき、関係者への周知・説明	→	利用料金制の導入			

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画 ▷ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画				
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 幼児型児童館(古牧・川合新田)の廃止 [保健福祉部児童福祉課]		20	以前から、設置当初との保育所の充足状況の変化や国からの指導もあって廃止を検討してきたが、H16年度包括外部監査の指摘を受け、あらためて地元と協議を進め、方向付けをしたもの	地元や保護者に、廃止するに至った経緯を理解してもらい、廃止後の施設のあり方について、協議を行う。	平成21年3月をもって幼児型児童館を廃止し、現在園児が卒園する平成23年3月までの経過措置について検討する。	[当初計画] ▷ ◁ 地元・保護者説明・廃止後のあり方検討 [実績]					
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 交通災害遺児等福祉年金の見直し [保健福祉部児童福祉課]		20	交通事故・災害以外の遺児との均衡などを考慮して、年金制度の見直しをするもの	課内で、年金制度の見直し案を検討し、社会福祉審議会の意見も聴取する中で、条例を改正する。	平成20年度中に方針を決定し、平成21年度に見直しを実施する。	[当初計画] ▷ 方針決定 [実績]	見直し実施				
1-1 効率的な行政の推進	私立幼稚園補助金 の見直し [保健福祉部保育課]		15	私立幼稚園への補助金について各園の実態に則した補助金交付とすることで幼児教育の推進を図るため。	関係団体と協議しながら見直しする。平成20年度から新しい補助要領に基づく補助金交付を実施していく。(職員の状況、園の規模等によって補助金単価を細分化)	一律補助、運営費補助の改善	18年度:要領改正、一部見直し 19年度:幼稚園連盟代表者会議において平成20年度補助金の算出根拠について説明	[当初計画] 新たな補助要領による補助金交付 [実績]				
1-2 民間活力の活用	市立保育所の見直し [保健福祉部保育課]		15	市立保育所の運営を見直し、民営化及び保育所の適正配置・適正規模化による統廃合を進め、限られた財源と人材を保育サービスの拡充と子育て支援の強化に活用したいため。	保護者及び地域関係者(区長会・民生児童委員協議会など)に市の方針を説明すると共に、民営化等による保育内容やスケジュールなどを提示し、理解を得よう進めていく。	・運営委託又は移管による民営化への可能性の検討と具体化 ・適正配置・適正規模を実現するための統廃合	・三輪保育園の委託先と平成21年度からの委託を決定した。 ・川田・下氷館・城東保育園については、保育内容やスケジュールを提示して継続的に話し合いを行い、理解に努めた。 ・信田及び更府保育園の保護者と信更地区区長会、民生児童委員等により「信更地区保育園問題検討委員会」が設立され、両園の統合を含め検討していくこととした。	[当初計画] 方針検討、地元調整 [実績]	三輪保育園委託実施	2保育園委託、1保育園民営化	順次実施	順次実施

改革項目一覧表(部局順)

凡例： ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画				
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 河川水路をきれいにする推進会補助金の廃止 [環境部環境管理課]		20	上流に市街地、下流に農地があることから、昭和48年に結成され、水質浄化の啓発、河川パトロールや報告会を行い、住民意識の向上・河川浄化・水洗化の促進を図ってきた。水洗化が進み、水質もかなり浄化され、一定の役割を果たした。	市北部の20地区・6用水・4土地改良区が加入、役員は区長・環境美化推進会長・用水組合役員・土地改良区役員である。都市内分権団体見直しにより、区長・環境美化推進会長の委嘱が廃止される見込みであり、住民自治協議会の枠組みの中で活動や財源について団体と協議する。	平成22年度、住民自治協議会一括交付金の施行時に補助金を廃止する	[当初計画]					
							団体との協議	団体との協議	補助金廃止			
							[実績]					
1-3 健全な財政運営の実現	ごみ処理の有料化の検討 [環境部環境第一課]		15	平成8年から開始した現行のごみ指定袋購入チケット制度は、世帯人数に関係なく一律に同じ枚数を配布するのは不合理など課題があり、また可燃ごみ量が増加傾向にある現状を踏まえ、市民の意識が大きく変わるような取り組みが必要と判断したため。	平成20年度に手数料条例改正案議決後、ごみ分別徹底の意識啓発を目的とした住民説明会開催に併せて、有料化制度について説明、周知を行う。	平成21年度中に有料化を導入する。	[当初計画]					
							条例改正、有料化制度導入に関する説明・周知	有料化実施				
							[実績]					
1-1 効率的な行政の推進	衛生センターの在り方の検討 [環境部衛生センター]		15	下水道の普及により収集量が減少しているため、し尿処理の今後の在り方を検討する必要がある。	広域連合し尿処理専門部会における、し尿処理施設の在り方と統廃合についての調査・検討結果を受け、施設の在り方を検討する。	平成22年度に広域連合の検討結果により実施	[当初計画]					
							広域連合し尿処理専門部会で調査・検討	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討結果により、実施			
							[実績]					

改革項目一覧表(部局順)

凡例： ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1-2 民間活力の活用	【新規】 樽池運動公園広場 施設の指定管理者 制度導入 [産業振興部森林整備課]		20	施設の立地条件が悪い ため利用者が少なく、 収入額が低迷し、歳出 超過となっている。 そこで、指定管理者 制度を導入し経費削減 や利用者増を目指す。	平成18年度に指定 管理者の募集をした が、応募がなかった。 そのため平成21年度 に指定管理者の募集 を行い、平成22年度 から指定管理者の運 営に移行したい。	平成22年度に指 定管理者に移行し、 サービス向上、経費 削減を図る		[当初計画] → 選定準備 [実績]	指定管理者 選定、条例 改正 管理運営開 始				
1-1 効率的な行政の 推進	【新規】 中心市街地活性化 事業補助金(TMO 運営補助)の終期 設定 [産業振興部商工振興課]		20	平成15年度からTMO の運営費を補助して おり、継続的な支援 に依存しない自立し た体制の確立を促す ため。	現在進められてい る「長野市中心市街 地活性化基本計画」 に基く事業の進捗 状況及び主体事業 の収益状況をみなが ら補助金額の段階 的な削減と廃止を 進める。	基本計画の終了 する平成23年を終 期とし、平成24年 に補助金を廃止す る。		[当初計画] → 段階的な減 額及び廃止 時期の調整 [実績]	方針決定 H21補助額 の25%削減	H21補助額 の50%削減	廃止目標年度		
1-2 民間活力の活用	飯綱高原スキー場 の縮小 [産業振興部観光課]		18	全国的なスキー人口 の減少に加え、暖冬 傾向による不安定 な積雪状況で、各 スキー場は厳しい 経営状況にあるた め、将来的なあり 方についての検討 が必要となっている。	スキー場の運営 方針並びに位置 付けを明確に定 め、指定管理者 制度を継続する 中で、最大限 経費が縮減でき るよう検討を進 める。 平成20年度は、 リフトの休止に よりコースの一 部を縮小し、効 率的な経営を進 める。	運営収支の改善 線出・貸付目標額 を、80,000千 円以下とする。 (平成18年度 繰出金130,000 千円)		[当初計画] → コースの一部 縮小 指定管理者の 選定 [実績]	指定期間(3年 間) 指定管理者に よる収支改善	指定管理者に よる収支改善	指定管理者に よる収支改善		
1-2 民間活力の活用	聖山パノラマ スキー場の廃止 [産業振興部観光課]		18	全国的なスキー人口 の減少に加え、暖 冬傾向による不安 定な積雪状況で、 各スキー場は厳 しい経営状況にあ るため、将来的 なあり方について の検討が必要とな っている。	平成19年度から 3年度間の指定 管理者制度期間 内に、指定管理 者や地元と協 議を行い、廃止 を含め方向性を 決定する。	平成21年度ま でに協議の上、 廃止する。		[当初計画] → [実績]					

改革項目一覧表(部局順)

凡例： ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼働(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1-2 民間活力の活用	戸隠スキー場の充実 [産業振興部観光課]		18	全国的なスキー人口の減少に加え、暖冬傾向による不安定な積雪状況で、各スキー場は厳しい経営状況にあるため、将来的なあり方についての検討が必要となっている。	スキー場の運営方針並びに位置付けを明確に定め、民間活力を導入する中で経営改善を図る。	平成21年度に単年度黒字経営化する。	存続を前提に、経営改善策を構築。平成21年度から新たな経営形態に移行するため研究を進める。	[当初計画] ◻ 民間活力導入準備	◻ 導入				
1-2 民間活力の活用	【新規】 奥裾花観光センター及び鬼無里山岳公園の指定管理者制度導入 [産業振興部観光課]		20	民間のノウハウによる効率的な施設運営とサービスの向上を実現するため、市有施設の管理運営方針において、本施設を「指定管理者制度を導入する施設」と位置付けている。	20～21年度 指定管理者選定準備 22年度 指定管理者選定 23年度 指定管理者による管理運営開始	平成23年度に指定管理者に移行し、サービス向上、経費削減を図る		[当初計画] ◻	◻				
1-2 民間活力の活用	【新規】 戸隠交流集会施設(森林離子)の指定管理者制度導入 [産業振興部観光課]		20	民間のノウハウによる効率的な施設運営とサービスの向上を実現するため、市有施設の管理運営方針において、本施設を「指定管理者制度を導入する施設」と位置付けている。	20年度 指定管理者選定 21年度 指定管理者による管理運営開始	平成21年度に指定管理者に移行し、サービス向上、経費削減を図る		[当初計画] ◻	◻				
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 市有建物の省エネ及びCO2削減のための施設改修計画の策定 [建設部建築課]		20	古い施設には建設時に設置された、効率が悪い機器が多く、光熱水費が必要以上に掛かってしまっている。 省エネ及びCO2削減のため、効率の良い機器を導入すると、光熱水費は減少するが、改修費が必要となる。 改修を行うべきか、明確な根拠がない状態。	信州大学・長野市連携協議会で「省エネルギー事業の効果が簡単に推定できるソフトウェア」を平成20年度に開発。その後施設改修計画を策定、改修する施設を選別し、最小の費用で最大の効果を上げる施設から改修を行う。	ライフサイクルコスト削減及び省エネ推進、CO2削減のための施設改修計画を平成21年度までに策定する		[当初計画] ◻	◻				
								[実績]					

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画				
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 - 2 民間活力の活用	【新規】 茶臼山動物園の獣舎改修費への民間資金導入 【都市整備部公園緑地課】		20	老朽化した動物園獣舎の改修に際し、動物園施設を活用した資金調達として、民間資金の導入を検討する。	平成20年度検討組織を設置。平成21年度民間資金導入の検討。	平成22年度に民間資金を導入して獣舎を改修する		[当初計画]				
								組織設置検討	検討方針決定	獣舎改修		
1 - 1 効率的な行政の推進	学校関係補助金の見直し 【教育委員会学校教育課】		18	各補助金の必要性や対象経費を精査し、補助金の廃止、予算執行の見直し等、補助金の適正化を図る必要がある。	補助金の交付目的を確認し、補助金の効果、必要性を検討する。また、補助対象経費を確認し、補助金による執行の課題、予算の直接執行等による問題を整理し、補助金の在り方を検討する。	平成20年度までに5補助金を見直す(19年度までに4補助金見直し済み)	直接執行1(学校評議員)、一部直接執行1(図書館)、見直し2(校外教育、中学校体育事業) 計4補助金	[当初計画]				
								1補助金の精査・検討				
2 - 3 成果を重視した行政運営	【新規】 定時制高校生に対する奨学金制度の見直し 【教育委員会学校教育課】		20	有為な人材を育成することを目的とし、昭和49年度から授業料相当額の給付を行ってきた。平成18年度からは、授業料の2分の1に減額したが、経済的に授業料の負担が困難な家庭は減少しており、また、全日制の生徒との均衡が保てず、見直しが必要である。	平成20年度の入学者(編入者を含む)から奨学金の給付を廃止する。	平成19年度までの入学者すべての卒業をもって、平成23年度に奨学金を廃止する。		[当初計画]				
								新1年生から廃止(給付対象:2~4年生)	給付対象:3・4年生	給付対象:4年生	給付の廃止	
2 - 3 成果を重視した行政運営	【新規】 姉妹都市交換派遣高校生の実業内容見直し 【教育委員会学校教育課】		20	本事業の推進が、学校内における国際理解教育全体の充実に対して十分に機能していないと考えられるため	国際理解教育体系の中に海外派遣事業を位置付け、最も効果的な事業内容とするよう検討する。姉妹都市交流と併せて、ノッチンガム(イギリス)との交流についても検討する。	平成21年度までに最も効果的な内容を構築し、姉妹都市及びノッチンガムとの交流を行う。		[当初計画]				
								派遣内容の検討	新たな内容の構築	新たな内容で実施		

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画				
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 - 3 健全な財政運営の実現	公民館成人学校の受益者負担の見直し [教育委員会生涯学習課]		19	民間で同様の事業が行われている中で、成人学校を存続させるために応分の受益者負担を求める。	受講者の経費負担の増加を緩和するため、段階的に受講料を上げる。	平成23年度に8,000円となるよう段階的に上げる	平成18年度は1学期4,300円 平成19年度は1学期5,000円	[当初計画]				
								1学期5,800円	1学期6,500円	1学期7,300円	1学期8,000円	
1 - 3 健全な財政運営の実現	【新規】 公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討 [教育委員会生涯学習課]		20	講座の受講料や公民館の使用料は社会教育目的であれば原則的に無料であるが、利用する人と利用しない人の公平性が確保できないため	統一的な基準に基づき受講料、使用料を算出し、利用者への説明、理解を得た上で負担を求めていく。	平成22年度から、原則的に受講料・使用料を徴収していく。		[当初計画]				
								負担内容の検討	利用者への説明、周知	利用者負担の実施		
1 - 2 民間活力の活用	【新規】 公民館への指定管理者制度の導入 [教育委員会生涯学習課]		20	住民の自治活動の拠点として改めて公民館を位置づけ、地域に根差した住民の手による生涯学習・社会教育活動の促進と効率的な経営を図るため	地域に密着した運営を行える受託者として、住民自治協議会を想定しており、受託を希望する住民自治協議会の体制を見極めながら、委託内容を具体的に協議していく。	平成22年度から、受託を希望する地域の公民館から指定管理者制度を導入していく。		[当初計画]				
								委託内容の検討	委託を希望する住民自治協議会との協議	指定管理者制度の一部導入		
1 - 1 効率的な行政の推進	指定文化財環境整備事業補助金の見直し [教育委員会文化財課]		17	継続して同額の補助金を交付していたため、補助金が既得権化しているものがある。公平性、効果性、経済性などの観点から基準を定めて、交付する必要がある。	補助対象事業、補助期間、補助限度額等の項目を見直し、補助金交付基準を定める。	平成20年度からより明確な補助金交付基準により、適正な補助金交付を実施する。	文化財保護事業、補助金交付要綱の見直し及び補助金上限額を決定。	[当初計画]				
								交付要綱の改正及び施行				



改革項目一覧表(部局順)

凡例： ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 方針決定 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 [主な担当課]	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1-1 効率的な行政の推進	茶臼山自然史館の新自然史館への統合 [教育委員会博物館]		18	平成17年1月1日の市町村合併に伴い、同じ種類の茶臼山自然史館と戸隠地質化石館が分館となり、運営上効率が悪いため。	関係地元等へ説明を行った上で、茶臼山自然史館と戸隠地質化石館を統合し、新しい地質の博物館を整備する。平成18年4月1日から空き校舎となった旧柵小学校を利用する。	平成20年度に新しい博物館を開館し、茶臼山自然史館の建物を後利用に明け渡す。	(平成18年度) ・建築設計 ・展示設計 (平成19年度) ・建築工事 ・展示工事 ・茶臼山自然史館、戸隠地質化石館の資料等の移動	[当初計画] ◻ 統合自然史館の明渡し [実績]					
1-1 効率的な行政の推進	スパイラルのあり方の検討 [教育委員会体育課]	[財]	18	施設の運営維持管理に多額な経費が投じられているが、利用者及び利用期間が限られ、十分な利用料等の収入が望めないこと、及び製氷経費について長野オリンピック記念基金から補助を受けているが基金も平成21年度に枯渇してしまうため、施設のあり方についての検討が必要である。	ナショナルトレーニングセンター競技拠点施設指定の継続を進め、国からの応分の負担を求める。	コース整備経費及びスポーツ科学サポート設備配置費について応分の財政措置を得られるように要望するとともに、長野オリンピック記念基金枯渇後の施設のあり方を決定。	平成19年5月にナショナルトレーニングセンター競技拠点施設の指定を受けた。	[当初計画] ◻ 情勢の見極めあり方検討 [実績]	方針決定				
1-3 健全な財政運営の実現	体育館等使用料の見直し [教育委員会体育課]	[財]	18	社会体育館等の一部施設及び学校開放体育施設においては、使用料無料により運営維持管理しているが受益者負担の考え方から適正な使用料徴収を導入する必要がある。	コスト算出の統一基準が示された後周知期間を考慮し、社会体育館等の照明設備の有る施設より導入を進めるとともに、有料施設について料金改定を行う。	社会体育館等35施設について、平成21年度からの有料化を検討する	財政構造改革プログラムに基づく使用料見直しの受益者負担割合に関する基準作成のための行政サービスのコスト算出資料の作成。	[当初計画] ◻ 適正な使用料の検討周知 [実績]	見直し				
1-2 民間活力の活用	[新規] 体育施設の指定管理者制度の導入に伴う公の施設の管理・運営の検討 [教育委員会体育課]		20	平成17年度に指定管理者を募集し、指定管理者制度に移行できない体育施設24施設について制度導入を検討する。	社会体育館等の有料化導入後、施設の使用料収入を見極め指定管理者制度に移行する。	平成23年度までに指定管理者に移行する施設 24(篠ノ井村山スポーツセンター、城山テニスコート、社会体育館20館、昭和の森フィットネスセンター、アーチェリー場)		[当初計画] ◻ 公募施設の選定 指定管理者の公募選定 [実績]					

改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◻ 計画 ◼ 実際の進行状況 ◻ 方針決定 ◻ 実施・稼動(改革の完了)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成19年度までの実績	年度計画				
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 - 2 民間活力の活用	【新規】 夏目ヶ原浄水場運転管理業務の第三者委託導入に向けての推進 【水道局浄水課】		20	現在直営の夏目ヶ原浄水場の運転管理業務について、一部を民間委託して経費削減と将来にわたる水道事業の安全・安定の向上を目指す。	夏目ヶ原浄水場の施設整備事業計画(平成19年度～平成24年度予定)の竣工に合わせ、現状・課題等の洗い出し及び業者選定を行い、運転管理業務の一部を民間委託へ移行する。	平成24年度に委託業者を選定する	[当初計画] 					
								現状・課題の洗い出し	現状・課題の洗い出し	選定準備	選定準備	民間委託業者選定
								[実績]				
2 - 3 成果を重視した行政運営	【新規】 救急隊員と消防隊員の兼務化の導入 【消防局総務課・警防課】		20	消防出動が少ない中山間地域の業務の効率化のため、救急隊員と消防隊員の兼務化を導入する必要がある	関係機関及び地元関係者等に説明を行った上で、関係法規を改正する。	平成21年度に兼務化を導入する	[当初計画] 					
								関係機関・地元関係者等への説明	兼務化の実施			
								[実績]				